

第4次しろい健康プラン策定方針

1. 計画の名称

本計画の名称は、「第4次しろい健康プラン」とします。

2. 計画策定の目的

現行の第3次しろい健康プランが令和8年度で終了となる事から、新たに令和9年度からスタートする第4次しろい健康プランを策定します。この計画では、全ての市民が生涯を通して健康で心豊かに生活できる地域社会の実現を図るため、健康施策と取り組みに関する総合的な内容を定めます。

3. 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である白井市総合計画、健康・福祉分野の基幹計画である地域福祉計画の健康づくりに係る個別計画として位置づけ、本市が目指す将来像である「世代を超えた 笑顔と豊かさを 未来へつなぐまち」の実現に貢献するものです。

このほか、本計画は、次の根拠法令等に基づく各計画を一体的に策定するものです。

- ・健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」
- ・食育基本法第18条に基づく「市町村の食育推進計画」
- ・白井市歯科口腔保健の推進に関する条例第9条に基づく「歯科口腔保健推進計画」
- ・自殺対策基本法第13条2項に基づく「市町村自殺対策計画」

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和13年度の5年間とします。

5. 計画策定の考え方

本計画は、国の健康日本21（第3次）及び千葉県の健康ちば21（第3次）を踏まえ、健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画・自殺対策計画を、一体的に策定します。また、アンケート調査等による市民意見の収集を行った上で、検討していきます。

6. 計画策定期間と方法

本計画は、令和7年度から策定を開始し令和8年度末に計画を策定します。また、策定における方法は以下のとおりとします。

※詳細は別紙 第4次しろい健康プラン策定スケジュール（案）のとおり

(1) 策定業者の選定

プロポーザル形式：令和7年4月1日から募集開始を行い7月3日プレゼンテーション実施により策定業者を決定。

(2) 市民アンケートの実施 (市民参加①)

市民の健康に関する現状や意識を把握するため、令和7年11月～12月に、3,450人（無作為抽出一般：2,000人、小学5年生700人、高校1年生相当750人）に実施。

(3) 意見交換会の実施 (市民参加②)

健康づくりに対する市民の意見を直接伺うために、意見交換会を令和8年2月頃に実施。（健康づくり講演会と同時に実施）

(4) 関係団体や関係課等へのヒアリングの実施

健康施策を効果的に実施していくため、関連する団体や課等に対し令和8年2月頃にヒアリングを実施。

(5) 策定に向けた内容の検討

①府内健康づくり推進会議の開催：令和7、8年度各2回程度

所掌事務：計画の進行管理と次期計画の策定、市民の健康づくりの推進に
関連する事項の検討

委員構成：関係各課等の職員で構成

（企画政策課、市民活動支援課、産業振興課、社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育課、健康課、保険年金課、教育支援課、生涯学習課）

②白井市健康づくり推進協議会の開催：令和7、8年度各2回（市民参加③）

事務：総合的な保健計画の策定、進捗等に関する事項について調査審議

委員：学識経験を有する者、医師、関係団体の代表者、教育機関の職員、

印旛保健所の職員、公募委員で構成

（任期：令和5年8月30日から令和8年8月29日）

③部課長会議への附議

(6) パブリックコメントの実施 (市民参加④)

計画素案について令和8年12月頃に、市ホームページや情報公開コーナー、各センター、健康課窓口等に素案を約4週間程度設置し意見を募集。

7. 市民参加について

計画の策定にあたり市民参加の対象事項として、6. 計画策定期間と方法のとおり、次の4項目にて市民参加を行います。

- ① 住民意識調査計3,450人（一般、小学5年生、高校1年生相当）
- ② 白井市健康づくり推進協議会（市民公募委員3人を委嘱）
- ③ 健康づくり講演会での意見交換会
- ④ パブリックコメント